

障害者の文化芸術活動に関する予算（2019年度要求額）（文化庁）

資料6-2

障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の提供などに対する総合的な支援

○ 障害者による文化芸術活動推進事業 5.2億円

障害者による文化芸術活動を推進するため、障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充、芸術上価値が高い作品等の評価等を向上する取組を実施する。

障害者が文化芸術を鑑賞できる機会の拡大に対する支援

○ 日本映画製作支援事業（字幕・音声ガイド制作部分） 10.7億円の内数

聴覚や視覚に障害を持つ方々に、より多くの映画を鑑賞していただく場を提供する趣旨から、映画のバリアフリー字幕や音声ガイド制作に対して、支援を実施

○ メディア芸術グローバル展開事業 5.6億円の内数

音声ガイド制作、メディア芸術作品を障害者が鑑賞する際の環境づくりに関する調査研究を実施

○ 劇場・音楽堂等機能強化推進事業 28.0億円の内数

我が国の文化拠点である劇場・音楽堂等が行う実演芸術の創造発信や、専門的人材の養成、普及啓発事業等へ支援する中で、字幕・音声ガイド・多言語対応についても支援

特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場の提供

○ 全国高等学校総合文化祭 1.2億円の内数

全国の高校生が芸術文化活動の発表を行う祭典である全国高等学校総合文化祭において、特別支援学校の生徒による作品の展示や実演芸術の発表の場を提供

特別支援学校の子供たちに対する文化芸術の鑑賞・体験機会の提供や障害のある芸術家の派遣等

○ 文化芸術による子供育成総合事業 57.6億円の内数

特別支援学校において一流の文化芸術団体による実演芸術の公演や、芸術家を派遣し、特別支援学校の子供たちに対し質の高い文化芸術の鑑賞・体験等の機会を提供

また、全国の小・中学校等の子供たちに、障害のある芸術家等を派遣し、車いすダンスの披露と車いすダンス体験の機会を併せて提供する等の取組を実施

文化芸術創造拠点の形成の推進

○ 文化芸術創造拠点形成事業 23.1億円の内数

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援

障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対する支援

○ 新進芸術家グローバル人材育成事業 14.1億円の内数

新進芸術家や芸術活動を支える人材の能力向上を目的とした事業に対し支援。障害者の芸術活動を支援する人材育成事業に対しても支援を実施

文化庁文化庁の支援等により行った障害者芸術の振興に資する取組事例

○劇場・音楽堂等活性化事業

◇藝大アーツ・スペシャル2017 障がいとアーツ

特別支援学校の生徒と東京藝大のオーケストラとの共同制作による成果を奏楽堂で発表。障害のある子供たちも合唱に参加。また、オーケストラの中に入って音楽の振動を体感。海外からは視覚障害のあるケーン奏者を招聘し、演奏を披露。



藝大アーツ・スペシャル2016 障がいとアーツ
©撮影者：平沼平

○アートマネジメント研修会

劇場・音楽堂等の職員を対象に、バリアフリーや補助犬に関する基礎知識や、障害のある子供たちが開始前のブザーや照明の暗転等を体験し劇場に慣れ親しむプログラムの事例等を紹介する研修会を実施。

○日本映画製作支援事業

◇視覚障害者の映画鑑賞のための音声ガイド

時や場所の切り替わり、指示語の説明、無音での出来事、感情を表す仕草、人物の表情など、監督の演出意図に沿って、音声ガイドを制作。



©NPOメディア・アクセス・サポートセンター

○文化芸術による子供の育成事業

◇車いすダンスの日本王者が来校

車いすダンス王者の安藤広二氏が来校し、子供たちは舞台芸術鑑賞とともに車椅子ダンスに挑戦。

◇特別支援学校への巡回公演

県内の特別支援学校に、プロの合唱団による巡回公演等を実施し鑑賞の機会を創出。



車いすダンスに挑戦する子供たち

○次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

◇障害者の芸術活動を支援する新進芸術家育成

藝大生と福祉施設の利用者の共同の創作活動を通じて、支援する、支援されるという関係ではなく、作家同士、人間同士の関係を構築。



「やまなみ工房」での合同会合研修の様子

○文化庁主催による事業

◇「ここから2-障害・感覚・共生を考える8日間」展の開催

国立新美術館において、障害の有無にかかわらず、身体や感覚、感性を揺さぶられ、ともに楽しむ展覧会を新たな意識、新たな「生き方の創造」につながることを期待して開催。



ここから展2 チラシ

○戦略的芸術文化創造推進事業

◇2017 ジャパン×ナント プロジェクト(H29)

美術、和太鼓、神楽等の日本の障害者の優れた文化芸術活動の成果を、近年、文化芸術都市として注目を集めるフランス・ナント市から世界に発信。



石見神楽「大蛇」(いわみ福祉会芸能クラブ)

○文化芸術創造拠点形成事業

◇障害者等の文化芸術による共生社会づくり事業 滋賀県(H29)

「障害者等の文化芸術の魅力発信」「障害者等の文化芸術を推進する人材育成」「障害者等の文化芸術を支えるネットワーク構築」を柱とし、アール・ブリュット作品の展示や障害がある方を対象とした公募展、障害者の表現活動ワークショップ、アール・ブリュットに関心がある人・団体で構成する全国ネットワークの運営やシンポジウム、交流会等を開催。

アール・ブリュット振興事業



○全国高等学校総合文化祭や国民文化祭

◇高総文祭(特別支援学校の生徒の作品展示等)

造形・美術、書道、写真の作品の展示や制作した製品の販売

◇国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭(厚生労働省)を同一県で同時期開催

文芸、美術、音楽、演劇、伝統芸能、舞踊、演芸、障害者福祉に関するシンポジウム等を国民文化祭と同一県で開催。全国的な交流を通じ障害のある方の社会参加と障害のある方への理解促進に寄与。

宮城高文祭での特別支援学校の生徒の作品展示



○地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業

◇アートでつなぐ・新しい鑑賞体験創造事業(H29)

三重県立美術館を中核に、連携校である特別支援学校とともに、デザイナーと協働したコレクション鑑賞のためのツールを開発。調査・検討段階から特別支援学校の生徒とともに開発に携わり、プロトタイプの展示や生徒によるプロトタイプの体験を実施。



プロトタイプ体験の様子

障害者等に対応した劇場・音楽堂等の固定資産税等の特例

【固定資産税等】

公益団体・財団法人を含む民間事業者が設置する劇場・音楽堂等が、建築物移動等円滑化誘導基準※に適合するバリアフリー改修を行う場合においては、固定資産税・都市計画税額を3分の1減額する。これにより、劇場・音楽堂等が、障害者等に優しい文化拠点として、障害の有無に関わらず共に文化芸術活動ができる環境の醸成を牽引し、共生社会の実現に資する。

バリアフリー化

劇場・ 音楽堂等

「建築物移動等円滑化誘導基準※」を満たしたとして、地方公共団体から認定を受けた劇場・音楽堂等（平成30年・31年度内に改修工事を完了したもの）

※建築物移動等円滑化誘導基準…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において、一定規模以上の建築物が通常満たすべきとされる基準に、更に要件を過重したもの。高齢者や障害者が建築物をより円滑に利用できるためのバリアフリー内容が規定されている。

＜例＞・車いす使用者同士がすれ違える廊下の幅の確保
・車いす使用者用のトイレが各階にある など

固定資産税・都市計画税
1/3 減額

（改修工事完了の翌年から2年間）

劇場・音楽堂等
におけるバリア
フリー化の例

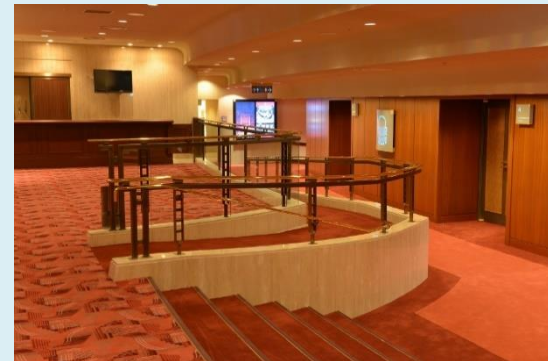


車いす用の広い鑑賞スペース・通路

ミュージザシマシムホール 提供



段差のない広い廊下



1階ホワイエに増設したスロープ

サントリーホール 提供

○文化芸術基本法（平成13年法律第147号）※2017年6月改正

第2条 3 （略）国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術活動ができるような環境の整備が図られなければならない。

○劇場・音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）

前文 （略）劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることで心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。（中略）劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。（中略）このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

第3条 八 （略）地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。